

# 購入仕様

## 1. 端末等購入仕様書

### 1-1. 使用目的

発注者が導入済の富士通製電子カルテシステム (EGMAIN-GX)、医事会計システム (HOPE-X/WinV6)、その他部門システムが平成31年9月中に同社製の富士通製電子カルテシステム (EGMAIN-GX)、医事会計システム (HOPE-X/WinV10)、各部門システムの多数が更新されます。本契約で調達する全ての物品は更新後のシステムで使用するものです。また一部の端末では、本契約で調達する高精細モニターを使用して放射線等の画像を出力する。

### 1-2. 納期限及び支払い方法

納期限は平成31年9月30日、支払いは平成31年10月31日末払いとする。

平成31年9月中に予定されている電子カルテシステムの更新時に「2-5. 配備」「3-8. 機器の設置及び既存機器の移動」「4-8. 機器の設置及び既存機器の移動」「6-8. 機器の設置」「8-5-5. 機器の設置及び既存機器の廃棄」「9-5-5. 機器の設置及び既存機器の廃棄」「5. 高精細モニター用品質管理ソフトの購入仕様書」・「7. ライセンス等の購入仕様書」で示した内容を満たし、エンドユーザが問題なく使用できる状態に設定できたものを納入・配布すること。

## 2. デスクトップパソコン及びノートパソコンの基本的な機能及び台数について

### 2-1. パソコン性能要件及び台数

- (1) デスクトップ端末 富士通 ESPRIMO D587/S (参考)  
HP ProDesk 600 G4 SF/CT (参考)

#### ①性能

- OS : Windows10 Pro (64ビット版)  
CPU : 第7世代: Core i3以上 3.9GHz 以上(i3-7100)  
もしくは第8世代: Core i3以上 3.6GHz 以上(i3-8100)  
メモリ : 4GB以上  
ストレージ : 240GB以上 SSD  
サウンド機能: ステレオ機能内蔵  
画像解像度 : フルHD (1920×1080以上) 24ビットフルカラー以上  
画像出力端子: DVI-D  
入出力 : シリアル・パラレルインターフェース  
USBポート : USB3.0以上 正面2ポート以上・裏面2ポート以上  
ネットワーク: 1000BASE-T以上  
光学装置 : なし  
入力装置 : USBマウス (光学式)  
: PS2 キーボード (テンキー付) もしくはUSB キーボード  
PCIスロット: PCI Express×16 1個以上

## ②台 数

347台 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

※端末複製に対応しているOSライセンス形態であること。

※購入時には5年間の保守パックに加入していること

※ディスプレイは現在使用中の物を継続利用します：DVI-D接続（なおDisplayPortしか映像出力ポートを持たない機種については、DisplayPort→DVI-D変換アダプタが必要で、その費用はこの調達に含みます）。

※ディスプレイの電源について

現在パソコンのサービスコンセントを利用しています。サービスコンセントの無い機種の場合は、ケーブル長が2メートル以上センターアース付で2個口以上のテーブルタップを台数分付属する事。

※医事会計システムやレセプト印字に必要な為、以下の環境依存文字やギリシャ文字が表示できる事。

「m<sup>2</sup>」「ℓ」「㎥」「ml」「μ」

(2) ノートパソコン 富士通 LIFEBOOK A577/S (参考)

HP ProBook 650 G4/CT (参考)

## ①性 能

OS : Windows10 Pro (64ビット版)

CPU : 第7世代: Core i5以上 2.6GHz (TB時3.5GHz) 以上(i5-7300U)

もしくは第8世代: Core i3以上 2.2GHz (TB時3.4GHz) 以上(i3-8130U)

メモリ : 4GB以上

ディスプレイ: 15.6型 フルHD (1920×1080) 24ビットフルカラー以上

ストレージ : 240GB以上 SSD

サウンド機能: ステレオスピーカー内蔵

画像出力端子: HDMI 1ポート 及びアナログRGB 1ポート

USBポート : USB3.0以上 3ポート以上

ネットワーク: 1000BASE-T以上

光学装置 : なし

無線装置 : 802.11n/a/g & Bluetooth 対応無線ユニット内臓

入力装置 : USBマウス (光学式)

バッテリー : 標準バッテリーパック

その他 : テンキー付キーボードタイプ

## ②台 数

190台 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

※端末複製に対応しているOSライセンス形態であること。

※購入時には5年間の保守パックに加入していること

※医事会計システムやレセプト印字に必要な為、以下の環境依存文字やギリシャ文字が表示できる事。

「m<sup>2</sup>」「ℓ」「㎥」「ml」「μ」

## 2-2. 機能要件

(1) 本院で稼働しているアプリケーションの安定稼働に協力すること。

・アプリケーションは、HOPE/X\_Win（富士通：医事会計システム）・HOPE/EGMAIN-GX（富士通：電子カルテシステム）及び各部門システムである。今回購入する端末にプログラムをインストールし使用する。当該アプリケーションは本院の診療に関する基幹システムであり人命にかかわる重要なシステムであることから、障害があった場合、早急なる復旧が必要となる。そのためには、端末動作に不具合が生じた場合は速やかにアプリケーション導入業者と協同し、障害原因の切分けを行う等協力を求めるものである。

(2) デスクトップ端末に関して、高精細表示用グラフィックボードがどの端末でも装着でき以下の高精細モニターとの2画面表示できること。

下記①②③は既存品である

- ① 高精細モニター（株）EIZO社製 RadiForce 接続予定モニター：RX240・MX215・GX540-CLAR・GX530-CLAR・GS521-CL
- ② 高精細表示用グラフィックボード MED-XN31LP
- ③ モニター品質管理ソフト（株）EIZO社製 RadiCS UX2

(3) パソコンに関して下記のバーコードリーダーが支障なく使用できること

品名：バーコードタッチリーダー

型名：富士通 FMV-BCR213

※FMV-BCR213については、発注者所有するWindows10 Pro パソコンの標準ドライバにて動作確認済です。

### 2-3. 端末納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

(1) 合否判定

- ・納入前検査の成績が本仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 検査場所

検査は、**発注者の指定する場所**において実施する。

### 2-4. 端末導入

(1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。
- ②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるものがあれば提出すること。

種別	紙媒体及び電子媒体
機器承認願	1部
納入工程表	1部
作業体制図	1部
打ち合わせ議事録	1部
納品機器明細書	1部
作業報告書	1部

- ③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理／課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。
- ④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

## (2) スケジュール

### 【例】

イメージ作成作業

9月2日～9月12日

イメージ展開作業・端末固有設定作業・個別インストール作業

9月13日～9月20日

配布・回収作業

9月21日～9月23日

- ・イメージ展開作業が完了次第、随時、端末固有設定作業及び個別インストール作業を行うこと。詳細なスケジュールは、別途発注者と協議の上決定すること。

## (3) 納入作業

- ・発注者が指定する場所に納入すること。
- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。
- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。  
 作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。  
 作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

## (4) 端末の設置及び既存端末の移動

- ・端末は契約後、発注者が示す管理番号ラベルを本体に張り、指定日時・指定場所に設置す

る事。

※ラベルは受注者が作成する。

- ・今回は端末入替を想定しているため、既存の機器は、新規機器設置時に発注者が指示する場所に、受注者が移動させること。
- ・設置時に全端末の製造番号を控え、設置場所・IPアドレス等を記載した発注者が指定する台帳へ記入すること。

## 2-5. 端末配備

発注者が作成した手順書及び設定書に従い、職員が端末を利用できるように配備を行うこと。

### (1) 作業場所及び作業時間

- ・イメージ展開は、発注者が用意した場所で行い、端末固有設定及び個別インストール作業は、発注者と協議し決定する。
- ・作業時間は、発注者（市立ひらかた病院）内においては、午前8時30分から午後5時までとする。
- ・エレベータは利用可能であるが、市立ひらかた病院内においては、患者搬送用のエレベータを使用（8時30分から17時まで）利用すること。
- ・設定作業に必要な機材類、長机一脚、OAタップ、LANケーブル、ハブ等は発注者が用意する。

### (2) 端末設定

#### (a) 端末イメージ作成（複製元端末の作成について）

本院には、富士通製の電子カルテ（EGMAINGX）向けの端末複製ソフトはありますが、その他の端末複製ソフトは本院にはありません。

富士通製の端末複製ソフトを落札者が使用できない場合、Symantec社製 Ghost Solution Suite等（以下Ghost等）の一般販売されている物を使用する。

端末複製ソフトの使用に際しライセンス費用等が必要な場合、その費用は本契約に含まれる。

また、作成したイメージを本体に戻す際にライセンス費用が必要な場合も、その費用は本契約に含まれる。

※端末にトラブルが発生した場合、本院職員（委託先職員を含む）で端末復元ができるような端末複製ソフトを選択する事。なお、イメージからの復元方法、イメージに含まれていないモジュールのインストール作業手順、(d)端末毎への個別インストール作業で示す個別インストールソフトのインストール手順、個別設定方法を手順書として作成し、本院に引き継ぎを行う事。

複製元となる端末について、2パーティションを作成しCドライブを起動ドライブとしOSをインストール、その後パソコンとして動作させる為に必要な各種ドライバーをインストール後、電子カルテメーカーである富士通及び電子カルテ端末に相乗りして部門ベンダー（アイテック阪神（感染管理システム）・日本光電（生理検査・麻酔管理）・富士フィルムメディカル（RIS関係・ネクサス・ヤギー）・日本電子（検体検査システム）・ニデック（眼科システム）・トショー（薬剤部関係システム）・カーリーナシステム（術野動画記録）・イムコア（輸血管理）・ベックマンコールター（細菌検査システム）・ピクオス（リハビリシステム）・ワ

ールドビジネスセンター（インシデントレポート）・ニッセイ情報テクノロジー（診断書作成支援システム）・リオン（耳鼻科システム）・武藤化学（病理検査システム）・アトムメディカル（分娩監視）・日本データカード（POS レジ・自動精算機）・ 아이폰（病室表示システム）・未在システム（レジメン）の各社と調整し、電子カルテ端末として必要なモジュールや更新資源配布用のプログラムを各ベンダーから入手及び本院のウイルス対策ソフトであるトレンドマイクロのウイルスバスター（ライセンスは購入済・オフライン環境下で使用する為、パターンファイル配布サーバへの端末登録作業を含む）の他、本契約で同時調達するマイクロソフト office 2016 std、A 3・A 4 プリンタの各種プリンタードライバ（A 3、A 4）、ラベルプリンタードライバ、リストバンドプリンタードライバ、高精細用グラフィックボードドライバ、医学辞書 2019 For Atok 用ドライバ、本院既導入済の紙文書管理システム等（富士フィルムメディカルのヤギー）で使用しているスキャナ用ドライバ、Windows Media Player (mpeg デコーダを含む)、PDF ファイル参照ツールであるアドビ社のアクロバットリーダーは本院の電子カルテシステムには必須ソフトである為、それらをインストール後、ライセンス認証やアクティベートが必要なものは実施する。その後、D ドライブを作成、本院の標準文書作成フォルダ「文書フォルダ」を作成、ワード・エクセル等で文書を開く時のデフォルト参照先を当該フォルダに変更する。その他、C ドライブ等の業務に不要なドライブをデフォルトでは参照できないようにする。

現在、電子カルテの資源配布サーバのアクティブディレクトリーのグループポリシーを使用して、USB デバイス許可・不許可やネットワーク共有フォルダの制御しています。更新後の電子カルテでもこの制御機構を継続する予定ですのでドメインに参加させる設定作業が必要です。

※ドメイン参加できるネットワーク環境は発注者で用意する。

詳細については発注者と協議する。

各種インストールや設定等終了後、複製元端末としてのイメージをデスクトップ用及びノートパソコン用として各々作成するものとする。

作成したイメージは発注者にメディア等で引き渡すこと。なお、その費用は本契約に含まれる。

前出の部門ベンダー以外に、現行使用中の富士通ゼネラル（患者誘導システム）・タック株式会社（タック健診システム）・PFU（再来受付機）があります。

モジュール等の入手や調整の必要性については、前出の部門ベンダーと同様です。

ただし、システム更新に伴い、今後の会議によっては端末に組み込むモジュール等が、変更になる可能性があります。その場合は、各ベンダーから受注者に連絡が入るものとします。

※端末イメージ作成時の Windows10 OS のバージョンは、その時の最新バージョンの使用を想定していますが、部門ベンダーの対応状況により、過去のバージョンを使用する可能性もあり導入時に協議とする。

#### (b) イメージ展開

- ・受注者はマスタイメージを全端末へ展開すること。
- ・展開方法は富士通製キッティングシステム又は Ghost 等を使用し、イメージ展開作業を行うこと。
- ・Ghost 等を使用した場合、イメージを復元させる際に使用する起動 CD は、受注者が用

意し、納品時に発注者に渡すこと。

- ・イメージ展開後、発注者が示す手順及び設定書に従って、PC名 IP アドレス、プリンタポート等の設定をすること。(詳細は発注者と協議すること)

#### (c) 端末固有設定

- ・発注者が示す手順及び設定書に従って、ドメイン登録、ソフトウェアのアクティベート、新規ユーザ作成(ユーザ名は発注者から指定する)、コンピュータ名の変更、自動ログインの設定、ライセンス認証、本番 IP アドレス等の設定をすること。詳細は発注者と協議すること。
- ・ドメイン参加できるネットワーク環境は発注者で用意する。

#### (d) 端末毎への個別インストール作業

- ・端末ごとに異なる、必要なソフト類(心エコー動画、脳波ビューア等)をインストールすること。対象台数は最大60台程度を予定している。インストールする端末の種類・台数等の詳細は協議すること。

※個別インストールするソフトウェア類は全て発注者が用意する。

- ・その他インストールするソフトウェアの主な種類

##### ①販売又はインターネットからダウンロードできるソフトウェア類

(単体で使用しているプリンタ・単体で使用しているスキャナ等のドライバ類)

##### ②販売されていないソフトウェア

インストーラ及びマニュアルは発注者で用意する。

(官公庁が開発したソフトウェア等)

- ・その他インストールするハードウェア

本契約で調達する高精細用グラフィックカードを指定の場所に置くデスクトップパソコンにインストールする。

#### (e) 管理番号

- ・端末毎に発注者が指定する管理番号のシールを作成し貼付すること。シールは本体、電源アダプタに貼ること。

#### (f) その他作業

- ・マスタイメージ作成過程において、ハード・ソフトウェアに問題が発生した場合、問題解決に向け調査など協力すること。

## 2-6. 端末保守

### (1) 保守内容

- ・保守対象は、本体、キーボード、電源アダプタ、バッテリー及びマウスとする。
- ・障害時は、午前9時～午後5時の間にオンサイト保守を行い、必要に応じて部品の修理、交換を行うこと。
- ・問い合わせ窓口は1つに集約すること。
- ・保守範囲は、通常見込まれるハードウェア保守の範囲(各部品(基盤・キートップ等)の交換作業・端末固有の初期不良対応等)とし、発注者過失による障害は保守対象には

含まない。

(2) 保守対応

- ・保守連絡窓口は1ヶ所にし、連絡先を納入時に文書にて提出すること。
- ・障害連絡後、(1)に従い保守作業を行うこと。
- ・保守作業は障害が発生した機器を設置している場所において行うこと。
- ・A4判表形式の保守サービス報告書を提出すること。様式については発注者と協議を行うこと。



### 3. プリンタ購入仕様書

#### 3-1. 使用目的

本院に導入済みの富士通製電子カルテシステム(EGMA I N-G X)、医事会計システム(H O P E - X / W I N) からの印刷物に使用するものである。

#### 3-2. プリンタ性能要件及び台数

##### (1) A3対応プリンタ 富士通XL-9321 (参考)

###### ①仕様

レーザーページプリンタ (モノクロ)

解像度 : 1200dpi 以上  
印刷速度 : A4普通紙 30枚/分 以上  
用紙サイズ : A3、B4、A4、A5、レター、リーガル、郵便はがき  
給紙方法 : 用紙カセット (2段)、手差しトレイ  
給紙容量 : カセット : 250枚以上×1段(A3~A5、レター、ユーザー定義サイズ)  
手差し : 100枚以上 (A3~A5、レター、ユーザー定義サイズ、郵便はがき : 30枚以上)  
用紙カセット対応用紙 : 普通紙、再生紙  
手差しトレイ対応用紙 : 普通紙、再生紙、ラベル紙、郵便はがき  
プリンタドライバ対応OS : Vista, 7, 8, 10

Windows Server® 2008, 2008R2, 2012, 2016, 2019)

搭載フォント : 明朝体、ゴシック体、欧文2書体以上のフォントを搭載している事。

内蔵メモリ : 最高解像度でA3両面印刷がスムーズに行えるだけのメモリを搭載する事。

インターフェイス : USBインターフェイス (USB2.0以上)、LANインターフェイス (1000base-t/100BASE-TX/10BASE-共用)、

ファーストプリントタイム : 10秒以下

ウォームアップタイム (電源投入時) : 20秒以下

医事会計システムやレセプト印字に必要な為、以下の環境依存文字やギリシャ文字が印字できる事。

「㎡」「ℓ」「㎥」「㎩」「μ」

外形寸法 (W×D×H) : 515×406[607]×324[384] mm 以下 [拡張給紙ユニット含む]

装置寿命 : 5年以上または60万ページ以上

その他 : グリーン購入法適合のこと

: 標準給紙ユニット以外にA3用紙を250枚程度セットできる給紙ユニットを全台追加する事。

: 両面ユニットを8台分追加し納品する事。

: 納品時に当初トナーとは別に1つトナーを全台分納品する事。

: 現行機種 (富士通製XL-9320) からの入替え運用を想定しており、現行機から大幅なサイズ増にならないこと。

: 再生トナーカートリッジでの運用を想定しています。

再生トナーカートリッジが十分市場に流通しており、常に一定量のトナーを確保できる機種を選定する事。

① 台 数等

39台 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

※購入時に5年間の保守パックに加入していること

(2) A4対応プリンタ 富士通XL-4340 (参考)

①仕様

レーザーページプリンタ (モノクロ)

- 解像度 : 600 dpi 以上  
印刷速度 : A4普通紙 28枚/分 以上  
用紙サイズ : A4、B5、A5、A6、レター、郵便はがき、往復はがき  
給紙方法 : 用紙カセット (2段)、手差しトレイ  
給紙容量 : カセット : 250枚以上×1段 (A4~A5、レター、ユーザー定義サイズ)  
手差し : 30枚以上 (A4~A6、レター、ユーザー定義サイズ、郵便はがき : 25枚以上、往復はがき : 12枚以上)  
用紙カセット対応用紙 : 普通紙、再生紙  
手差しトレイ対応用紙 : 普通紙、再生紙、ラベル紙、郵便はがき  
プリンタドライバ対応OS : windows Vista, 7, 8, 10  
Windows Server® 2008/2008R2/2012, 2016, 2019)  
搭載フォント : 明朝体、ゴシック体、欧文2書体以上  
内蔵メモリ : 最高解像度で印刷がスムーズに行えるだけのメモリを搭載する事。  
インターフェイス : USBインターフェイス (USB2.0以上)、  
LANインターフェイス (100BASE-TX/10BASE-共用)  
ファーストプリントタイム : 7秒以下  
ウォームアップタイム (電源投入時) : 40秒以下  
医事会計システムやレセプト印字に必要な為、以下の環境依存文字やギリシャ文字が印字できる事。  
「㎡」「ℓ」「㎎」「㎍」「μ」  
外形寸法 (W×D×H) : 390×396[425]×268[407] mm 以下 [給紙ユニット含む]  
装置寿命 : 5年以上または20万ページ以上  
その他 : グリーン購入法適合のこと  
: 納品時に当初トナーとは別に1つトナーを全台分納品する事。  
: 標準給紙ユニットは1つ付属している事。  
: 現行機種 (富士通製XL-4280) からの入替え運用を想定しており、現行機から大幅な寸法増にならないこと。  
: 再生トナーカートリッジでの運用を想定しています。  
再生トナーカートリッジが十分市場に流通しており、常に一定量のトナーを確保できる機種を選定する事。

②台数等

143台 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

※購入時に5年間の保守パックに加入していること

3-3. プリンタ導入

(1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。
- ②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるものがあれば提出すること。

種別	紙媒体及び電子媒体
機器承認願	1部
納入工程表	1部
作業体制図	1部
打ち合わせ議事録	1部
納品機器明細書	1部
作業報告書	1部

- ③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理／課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。
- ④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

## (2) スケジュール

### 【例】

プリンタ固有設定作業

9月20日～9月20日

配布・回収作業

9月21日～9月23日

### 3-4. 納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

### 3-5. 合否判定

- ・納入前検査の成績が本仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

### 3-6. 検査場所

検査は、**発注者の指定する場所**において実施する。

### 3-7. 納入作業

- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。
- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。  
作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。  
作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

### 3-8. 機器の設置及び既存機器の移動

- ・機器は契約後、発注者が示す管理番号ラベルを本体に張り、指定日時・指定場所に設置する事。  
※ラベルは受注者が作成する。
- ・今回は機器入替えを想定しているため、既存の機器は、新規機器設置時に発注者が指示する場所に、受注者が移動させること。
- ・設置時に全機器の製造番号を控え、設置場所・IPアドレス等を記載した発注者が指定する台帳へ記入すること。

### 3-9. プリンタ保守について（オンサイト保守）

- ・保守対象は、プリンタ本体及び定期交換部品。
- ・本院過失による障害は保守対象には含まない。
- ・保守連絡体制を納入時に文書にて提出すること。
- ・保守連絡窓口は1ヶ所にすること。
- ・平日：9時～17時は、常に対応すること。
- ・保守作業は納品物の設置場所において行うこと。（当初の設置場所を変更することがある）
- ・保守部品（付属品含む）を常時保有し、速やかに供給できること。

### 3-10. その他

- ・LAN直プリンターとして動作させる為、契約後、本院が指定するIPアドレスを各機械にセットする事。

#### 4. 高精細モニター購入仕様書

##### 4-1. 使用目的

本院に導入済みの電子カルテシステムで取り扱う画像のうち、より高解像度による表示が必要な画像を表示するものである。

##### 4-2 高精細モニターの性能要件及び台数

###### (2) 高精細モニター2 EIZO Rad i F o r c e M X 2 1 5

###### ①性能要件等

キャビネットカラー ブラック

パネル：種類 カラーTFT 液晶パネル (IPS 方式)

バックライト LED

サイズ 54 cm (21.3)型 (可視域対角 54 cm)

推奨解像度 1200×1600 (アスペクト比 3 : 4)

表示面積 (横×縦) 324.0 × 432.0 mm

画素ピッチ 0.270 × 0.270 mm

表示色 10 bit カラー (DisplayPort 接続のみ) : 最大 10 億 7,374 万色

8 bit カラー : 1,677 万色 (約 680 億色中)

視野角 (水平/垂直、標準値) 178 ° / 178 °

輝度 (標準値) 420 cd/m<sup>2</sup>

コントラスト比 (標準値) 1500:1

応答速度 (標準値) 20 ms (黒→白→黒)

映像信号：入力端子 DVI-I × 1、DisplayPort × 1

デジタル走査周波数 (水平/垂直) 31~76 kHz / 59~61 Hz (VGA TEXT 時 : 69~71 Hz)

アナログ走査周波数 (水平/垂直) 26~80 kHz / 49~76 Hz

同期信号 セパレート、コンポジット

USB：機能 アップストリーム × 1、ダウンストリーム × 2

規格 USB 2.0

電源入力 AC 100-120 / 200-240 V±10 %、50 / 60 Hz

節電時消費電力 0.5 W 以下

省電力設定 デジタル : DVI DMPM、DisplayPort 1.1a / アナログ : VESA DPM

内蔵センサー バックライトセンサー、Integrated Front Sensor、人感センサー

主な機能

調光機能 (輝度ドリフト補正、輝度自動制御) 有

デジタルユニフォミティ補正 有

表示モード CAL Switch 機能

その他 : 現地での調整作業及び本機で使用する高精細表示用グラフィックカード

MED-XN31LP 1個

###### ③ 数等

本体は17台及びグラフィックカード MED-MED-XN31LPを39個 (現地での調整作業用含む) 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

#### 4-3. 導入

##### (1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。
- ②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるものがあれば提出すること。

種別	紙媒体及び電子媒体
機器承認願	1部
納入工程表	1部
作業体制図	1部
打ち合わせ議事録	1部
納品機器明細書	1部
作業報告書	1部

- ③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理/課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。
- ④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

##### (2) スケジュール

###### 【例】

配布作業

9月21日～9月23日

#### 4-4. 納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

#### 4-5. 合否判定

- ・納入前検査の成績が本仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

#### 4-6. 検査場所

検査は、**発注者の指定する場所**において実施する。

#### 4－7．納入作業

- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。
- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。  
作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。  
作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

#### 4－8．機器の設置及び既存機器の移動作業

- ・機器は契約後、発注者が示す管理番号ラベルを本体に張り、指定日時・指定場所に設置する事。  
※ラベルは受注者が作成する。
- ・今回は機器入替えを想定しているため、既存の機器は、新規機器設置時に発注者が指示する場所に、受注者が移動させること。
- ・設置時に全機器の製造番号を控え、設置場所・IPアドレス等を記載した発注者が指定する台帳へ記入すること。



## 5. 高精細モニター用品質管理ソフト購入仕様書

### 5-1. 使用目的

高精細モニターの校正に使用する。

### 5-2 高精細モニター用品質管理ソフトの性能要件及び台数

(1) 高精細モニター用品質管理ソフト      R a d i C S   U X 2

#### ①能要件等

対応OS

Windows10

Windows8 8.1

Windows7 S P 1

表示関数：

D I C O M   P a r t 1 4   G S D F、C I E、E x p o n e n t i a l、L o g L i  
n e a r、L i n e a r、ユーザ定義

インターフェイス：USB、RS232C、DDC

対応言語：

日本語、英語、

#### ②数量等

1個 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

※今回購入のR a d i F o r c e   M X 2 1 5・R X 2 4 0・G X 5 4 0-C L A R・G X 5 3  
0-C L A R・G S 5 2 1-C Lの品質管理に対応していること

### 5-3. その他

本院の指定日時・指定場所に納品する事。

## 6. データ移行用NAS購入仕様書

### 6-1. 使用目的

日常的な文書の保存や現病院で各端末に保存されているデータをシステム更新に際し端末が入れ替わるため一旦保存する。

### 6-2. 性能要件及び台数

(1) バッファロー テラステーション4ドライブNAS ラックマウントタイプ  
型名 TS51210RH0804

#### ① 性能要件等

容量：書き込み容量が概ね4TB以上

LANインターフェイス：1000BASE-T・100BASE-TX・10BASE-T

- ・伝送速度 1000Mbps 全二重  
100Mbps 半二重/全二重  
10Mbps 半二重/全二重

- ・端子 RJ-45型 8極
- ・対応プロトコル TCP、UDP
- ・対応ネットワークファイルプロトコル  
SMB/CIFS、AFP、FTP、FTPS、SFTP、NFS、SNMP

#### ① 台数等

1台 納期等は「別紙納品物一覧」を参照

### 6-3. 導入

#### (1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。
- ②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるものがあれば提出すること。

種別	紙媒体及び電子媒体
機器承認願	1部
納入工程表	1部
作業体制図	1部
打ち合わせ議事録	1部
納品機器明細書	1部
作業報告書	1部

- ③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入

工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理／課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。

- ④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

## (2) スケジュール

### 【例】

設定作業

9月13日～9月13日

設置作業

9月13日～9月13日

## 6-4. 納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

## 6-5. 合否判定

- ・納入前検査の成績が仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

## 6-6. 検査場所

検査は、**発注者の指定する場所**において実施する。

## 6-7. 納入作業

- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。
- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。  
作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。  
作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

## 6-8. 機器の設置

- ・機器は契約後、発注者が示す管理番号ラベルを本体に張り、指定日時・指定場所に設置する事。

※ラベルは受注者が作成する。

- ・設置時に全機器の製造番号を控え、設置場所・I Pアドレス等を記載した発注者が指定する台帳へ記入すること。

## 7. ライセンス等購入仕様書

### 7-1. マイクロソフトオフィス関係

Office Std 2019 OPEN-BNS GovernmentOpenLicense (ダウングレード権付き)	522個
Office Pro Plus 2019 OPEN-BNS GovernmentOpenLicense (ダウングレード権付き)	10個
Office Std 2019 メディア	1個
Office Professional 2019 メディア	1個
Windows10 Pro Upgrade OPEN-BNS	3個
Windows10 SAC Professional 64bit (日本語版)	64個
Windows 10 Pro 64bit メディア	1個

※上記のマイクロソフトのライセンスに関しては、前述の富士通製のキッティングツール又は、G h o s t 等端末のイメージを作成し、一斉展開を予定しているため、対応しているライセンスである事。

### 7-2. ウイルス対策ソフト関係

- ・インターネット端末 (図書コーナ2個・緩和病棟1個含) 用ウイルス対策ソフト  
(ソースネクスト社 スーパーセキュリティZERO 法人用ライセンス) 64個

### 7-3. 医学辞書関係

- ・医学辞書 2019 for Atok 及び 医療向け日本語入力システム 535個

## 8. ラベルプリンタ購入仕様書

8-1. 品名 ラベルプリンタ IP-206 USB LAN タイプ (ラベルカッターなし)

### 8-2. 仕様等

1. 購入機器について、既存の「IP-205 (小林クリエイト製)」と混在する環境で使用する。
2. 当該機器向けにシステムから出力するラベル印刷用のデータは、機器別に設定不可のため、現行の IP-100 用のデータフォーマットから、変更が無くても正常位置に印刷及び動作するもの。
3. 接続方法は運用の関係で LAN 接続が可能なものとする。
4. 印字方式は、感熱方式及び熱転写方式が可能な事
5. ヘッド密度は 8 dot/mm 以上であること
6. 印字速度は 150mm/秒以上であること
7. ラベルの印字幅は、最大 100mm 以上であること。
8. 115mm 幅の用紙がセットできる事
9. プリンタードライバは、Windows 7, 8, 8.1, 10 に対応している事
10. 英数字・記号・カタカナは 5×9 ドット、17×17 ドット、22×22 ドット、24×24 ドットの大きさで印字可能な事。
11. JIS 第 1・2 水準の漢字は 16×16 ドット、22×22 ドット、24×24 ドットの大きさで印字可能な事。
12. 印字できるバーコードは JAN, UPCA/E, EAN, Code39, Code93, Code128, NW-7, ITF, カスタマーバーコードに対応している事
13. LAN インターフェースは 100BASE-TX/10BASE-T に対応している事
14. プリンターサーバ無しで LAN 接続可能であること。
15. 寸法は、現行機種 (小林クリエイト製 IP-100) から入替えを考えているため、W200×D230×H185(mm) 以下であること。
16. 本体重量は 4 kg 以下であること。
17. サーマルヘッドのチェック機能を有している事
18. フルカットとパーシャルカットをユニット交換しないで、設定変更できる事。
19. インターフェースは USB (2.0) と LAN の両方を標準搭載していること。
20. SD カードで本機の設定のバックアップが可能であること。

8-3. 数量 24 台 (電源アダプター等を含む)

### 8-4. 導入

#### (1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。
- ②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるもの

があれば提出すること。

種別	紙媒体及び電子媒体
機器承認願	1部
納入工程表	1部
作業体制図	1部
打ち合わせ議事録	1部
納品機器明細書	1部
作業報告書	1部

- ③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理／課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。
- ④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

## (2) スケジュール

### 【例】

#### 設定作業

9月2日～9月2日（1台のみ）

9月20日～9月20日

#### 配布作業

9月21日～9月21日

## 8-5. 納品関係

### 8-5-1. 納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

### 8-5-2. 合否判定

- ・納入前検査の成績が本仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

### 8-5-3. 検査場所

検査は、**発注者の指定する場所**において実施する。

### 8-5-4. 納入作業

- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。

- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。  
作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。
- ・作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

#### 8-5-5. 機器の設置及び既存機器の廃棄

- ・機器は契約後、発注者が示す管理番号ラベルを本体に張り、指定日時・指定場所に設置する事。  
※ラベルは受注者が作成する。
- ・今回機器更新を想定しているため、既存機器は受注者が新規機器設置時に回収・廃棄する。なお、消耗品等は引き続き使用するため、今回納入した機器に受注者が再セットする事。
- ・設置時に全機器の製造番号を控え、設置場所・IPアドレス等を記載した発注者が指定する台帳へ記入すること。

#### 8-5-6. その他

- ① LAN直プリンターとして動作させるため、本院が指定するIPアドレス等を各機械にセットする事。



## 9. リストバンドプリンタ購入仕様書

9-1. 品名 リストバンドプリンタ IP-226 USB LAN タイプ (ラベルカッターなし)

### 9-2. 仕様

1. 当該機器向けにシステムから出力するラベル印刷用のデータは、機器別に設定不可のため、LespritR12 及び LespritR12-2 用のデータフォーマットから、変更が無くても正常位置に印刷及び動作するもの
2. 接続方法は運用の関係で LAN 接続が可能なものとする。
3. 印字方式は、感熱方式及び熱転写方式が可能な事
4. ヘッド密度は 12 dot/mm 以上であること
5. 印字速度は 100mm/秒以上であること
6. ラベルの印字幅は、最大 100mm 以上であること。
7. 115mm 幅の用紙がセットできる事
8. プリンタードライバは、Windows 7, 8, 8.1, 10 に対応している事
9. 英数字・記号・カタカナは 5×9 ドット、17×17 ドット、22×22 ドット、24×24 ドットの大きさで印字可能な事。
10. J I S 第 1・2 水準の漢字は 16×16 ドット、22×22 ドット、24×24 ドットの大きさで印字可能な事。
11. 印字できるバーコードは JAN, UPCA/E, EAN, Code39, Code93, Code128, NW-7, ITF, カスタマーバーコードに対応している事
12. LAN インターフェースは 100BASE-TX/10BASE-T に対応している事
13. プリンターサーバ無しで LAN 接続可能であること。
14. 寸法は、現行機種 (Sato 製 LespritR12) から入替えを考えているため、W200×D250×H185(mm) 以下であること。
15. 本体重量は 4 kg 以下であること。
16. サーマルヘッドのチェック機能を有している事
17. フルカットとパーシャルカットをユニット交換しないで、設定変更できる事。
18. インターフェースは USB (2.0) と LAN の両方を標準搭載していること。
19. SD カードで本機の設定のバックアップが可能であること。

3. 数量 2台 (電源アダプター等を含む)

### 9-4. 導入

#### (1) 全般

- ①受注者は、契約締結後速やかに発注者と導入に関する打合せを実施すること。
- ②受注者は、納入完了までの適切な時期に、次の事項について様式や内容、作成方針について発注者の承認を得て作成し、適時提出すること。下記以外で、本事業で必要となるものがあれば提出すること。

種別	紙媒体及び電子媒体
機器承認願	1部
納入工程表	1部
作業体制図	1部
打ち合わせ議事録	1部
納品機器明細書	1部
作業報告書	1部

- ③本事業中は、プロジェクトマネージャを中心に発注者との打合せを定期的を実施し、納入工程表作成、見直し等を行い、厳正にスケジュール管理／課題管理を行うこと。万一、進捗の遅れが発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、具体的解決策を文書にて発注者に提示して対処すること。
- ④各種打合せ後は、議事録及び決定事項をまとめた報告書を提出すること。なお、打合せ内容に本仕様書との差異が生じた場合は、議事録の他に変更内容を明記した文書を速やかに提出すること。

## (2) スケジュール

### 【例】

#### 設定作業

9月2日～9月2日（1台のみ）

9月20日～9月20日

#### 配布作業

9月21日～9月23日

## 9-5. 納品関係

### 9-5-1. 納品前検査

受注者は、予め納入する機器の仕様について発注者と協議を行い、納入する機器について承認を受けるものとする。

また、該当機器について発注者の求めがあった場合は検査成績書、各種チェックシート等を提出すること。

### 9-5-2. 合否判定

- ・納入前検査の成績が仕様書の規定に適合したとき合格とする。
- ・規定に適合しないときは、直ちに発注者と協議し、必要な要件を満たすように修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受注者の負担とする。

### 9-5-3. 検査場所

検査は、**発注者の指定する場所**において実施する。

### 9-5-4. 納入作業

- ・契約後、本院が示す管理番号ラベルを本体に張り、本院の指定日時・指定場所に設置する事。

※ラベルは受注者が作成する。

- ・納入作業時間は、発注者と協議を行うこと。
- ・作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、発注者と協議を行い、その結果は速やかに発注者に報告すること。
- ・納品物は、全て開梱し梱包材を持ち帰ること。
- ・作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。  
作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。  
作業中における造営物の損傷等、発注者に与えた損害に対する保障は、発注者と協議を行い受注者の負担で修復すること。

#### 9-5-5. 機器の設置及び既存機器の廃棄

- ・機器は契約後、発注者が示す管理番号ラベルを本体に張り、指定日時・指定場所に設置する事。  
※ラベルは受注者が作成する。
- ・今回機器更新を想定しているため、既存機器は受注者が新規機器設置時に回収・廃棄する。なお、消耗品等は引き続き使用するため、今回納入した機器に受注者が再セットする事。
- ・設置時に全機器の製造番号を控え、設置場所・IPアドレス等を記載した発注者が指定する台帳へ記入すること。

#### 9-5-6. その他

- ① LAN直プリンターとして動作させるため、本院が指定するIPアドレス等を各機械にセットする事。

## 10. 情報セキュリティの提示

10-1. 受注者は、下記のいずれか取得していることを証明する文書の写しを発注者に提示しなければならない。

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」認証
- ② プライバシーマーク認定

## 10-2. 機密保持

### (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

- ・ 受注者は、「枚方市個人情報保護条例」、「枚方市情報セキュリティポリシー」等、各関係法令等を遵守しなければならない。
- ・ 本契約に関する全ての関係者は、「枚方市個人情報保護条例」及び「枚方市情報セキュリティポリシー」を遵守し、厳格な情報保護対策、滅失対策を講じること。
- ・ 個人情報の保護に関する事  
別紙「特記仕様書」のとおりとする。

### (2) 秘密保持

受注者は、本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず終了後も第三者へ漏洩してはならない。

### (3) 目的外使用及び第三者への提供の禁止

受注者は、発注者が文書により承認したとき以外は、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等（以下「資料等」という。）を本業務以外の用途に使用してはならない。又、本業務に係る資料等を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

### (4) 複写及び複製の禁止

受注者は、発注者と協議した場合を除き、資料等を複写し、又は複製してはならない。発注者の許可を得て複写及び複製したときは、本業務の終了後、発注者と協議の後、直ちに複写及び複製した資料等を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

### (5) 保管場所

受注者は、機密情報を記した書面その他物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。

### (6) 提供資料の返還

受注者は、資料等について、本業務終了後に発注者へ返還しなければならない。また、発注者及び受注者は、本業務に係る個人情報の授受に従事する者を指定し、当該個人情報の授受に際しては預り証を提出しなければならない。受注者は、本業務に係る個人情報を暗号化して、施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。

### (7) 事故報告義務

受注者は、データの漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、又は本業務の履行において支障が生じた場合は、直ちにその状況を発注者に報告し、発注者と協議により、解決しなければならない。また受注者は、事故への対応後、速やかに報告書を発注者へ提出しなければならない。

(8) 再委託の禁止又は制限

受注者は、個人情報の漏洩を防止する為、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、本業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、業務執行の場所を発注者に届け出て、発注者の承認を得なければならない。又、再委託を受けた者に対しても機密保持について、同様の義務を負わせなければならない。

(9) 損害賠償

受注者は、以上の事項に違反して発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。発注者が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。

## 1 1. その他

- (1) 災害等のやむを得ない事情により、本機器の変更を必要とする場合は、予め発注者に申出の上、承認を得てから機器仕様の変更を行うこと。変更の際には、変更理由及び変更事項等を記載した報告書を提出すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項は、その都度協議を行い、対応すること。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、協議を行い、対応すること。
- (4) 梱包材は設置後に持ち帰ること。
- (5) 確認済みの不具合については、納入時にパッチファイル等で不具合を解消する方法がある場合には、事前に解消しておくこと。
- (6) オープンソースソフトウェア等、無償の第三者ソフトウェアに関する不備については、受注者の責任に含まれないものとし、それが原因による不調については、発注者と協議の上、改善、回避の措置を行うものとする。
- (7) やむを得ない事情により、本機器の変更を必要とする場合は、予め市立ひらかた病院に申出の上、承認を得てから機器仕様の変更を行うこと。変更の際には、変更理由及び変更事項等を記載した報告書を提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項は、その都度協議を行い、市立ひらかた病院の決定により対応すること。
- (9) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、協議を行い、市立ひらかた病院の決定により、対応すること。
- (10) 法令順守：作業においては、関係する法令等を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。また、必要な事項は、市立ひらかた病院と協議の上決定するものとし、その結果は速やかに市立ひらかた病院に報告すること。
- (11) 損傷保障：作業は全て受注者の責任とし、損傷保障は次のとおりとする。
  - ・作業中における造営物の損傷等、第三者に与えた損害に対する保障は、受注者の負担とする。
  - ・作業中における造営物の損傷等、市立ひらかた病院に与えた損害に対する保障は、市立ひらかた病院の決定に従い受注者の負担で修復すること。
- (12) 納品物は、発注時点での最新機種とし、新品であること。
- (13) 確認済みの機器の不具合については、納入前に通知しておくこと。納入時にパッチファイル等で不具合を解消する方法がある場合には、事前に解消しておくこと。

## 担当部署

市立ひらかた病院 医事課  
電話番号： 072-847-2821

納品物一覧

納品物・納期・台数・納品先一覧及び同等品について	納期	台数	納品先	同等品について
<b>1. 端末関係</b>				
(1) デスクトップ端末	平成31年9月2日	2	本院の指定する場所	同等品可
	平成31年9月13日	345	本院の指定する場所	同等品可
(3) ノート端末	平成31年9月2日	2	本院の指定する場所	同等品可
	平成31年9月13日	188	本院の指定する場所	同等品可
<b>2. プリンター関係</b>				
(1) A3プリンタ	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院 開発室	同等品可
	平成31年9月20日	38	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品可
(2) A4プリンタ	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院 開発室	同等品可
	平成31年9月20日	142	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品可
(4) IP-206 USB LANタイプ カッターなし	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品可
	平成31年9月20日	23	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品可
(5) IP-226 USB LANタイプ カッターなし	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品可
	平成31年9月20日	1	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品可
<b>3. 高精細モニター関係</b>				
高精細モニター EIZO MX215	平成31年9月20日	17	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品不可
高精細用モニター用品管理ソフト	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品不可
高精細用モニター表示用グラフィックカード(MED-XN31LP)	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院 開発室	同等品不可
	平成31年9月20日	38	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	同等品不可
<b>6. データ移行用NAS関係</b>				
データ移行用NAS(TS51210RH0804)	平成31年9月2日	1	市立ひらかた病院(納品場所は後日指示)	条件付可1
<b>7. ライセンス類</b>				
<b>7-1. マイクロソフト関係</b>				
Office Std 2019 OPEN-BNS GovernmentOpenLicense	平成31年9月2日	522	本院の指定する場所	同等品不可
Office Pro Plus 2019 OPEN-BNS GovernmentOpenLicense	平成31年9月2日	10	本院の指定する場所	同等品不可
Office Std 2019 メディア	平成31年9月2日	1	本院の指定する場所	同等品不可
Office Professional 2019 メディア	平成31年9月2日	1	本院の指定する場所	同等品不可
Windows10 pro Upgrade OPEN-BNS	平成31年9月2日	3	本院の指定する場所	同等品不可
Windows10 SAC Professional 64bit(日本語版)	平成31年9月2日	64	本院の指定する場所	同等品不可
Windows 10 Pro 64bit メディア	平成31年9月2日	1	本院の指定する場所	同等品不可
<b>7-2. その他</b>				
医学辞書2019 for atok 及び医療機関向け日本語入力システム	平成31年9月2日	537	本院の指定する場所	同等品不可
<b>7-2. 電子カルテ関係</b>				
インターネット端末用ウイルス対策ソフト				
(ソースネクスト社 スーパーセキュリティZERO 法人用ライセンス	平成31年9月2日	64	市立ひらかた病院 開発室	条件付可2

条件付き同等品可

条件付可1. データ移行用NAS

参考品:バッファローテラステーション4ドライブNAS ラックマウントタイプ

1. ラックマウントタイプ
2. RAID1等によりデータの安全性が一定担保されていること
3. 書き込み容量が概ね4TB以上確保されていること

1~3を同時に満たしていること。

条件付可2. ウィルス対策ソフト

参考品:ソースネクスト社 スーパーセキュリティZERO

1. 年間更新料がマイクロソフトのOSサポート切れまで無料であること。
2. メモリー使用量が参考品と同等かより少ないこと
3. 誤検出率が参考品より同等かそれ以下であること
4. パターンファイルの提供が参考品と同等かより頻繁に行われていること

1~4を同時に満たしていること。

# 個人情報保護に関する特記仕様書

受注者は、枚方市個人情報保護条例第12条第1項の規定及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

## (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び枚方市個人情報保護条例その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

## (作業従事者等の明確化)

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、枚方市個人情報保護条例及びこの特記仕様書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

## (教育研修及び指導監督)

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

## (秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

## (取扱区域)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、その範囲を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。取扱区域を変更する場合も同様とする。



- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に出入する者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報を収集するときは、委託業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（委託業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする受注者の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び

枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(発注者の検査等への応諾義務)

第11条 受注者は、委託業務の処理の状況について、発注者が行う検査の受入れ又は発注者に対する報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(再委託)

第12条 受注者は、番号法第10条の規定による再委託の許諾を得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託を行う委託業務の内容
- (2) 再委託先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再委託先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委託先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委託先を監督する方法

2 受注者は、再委託先による個人情報の取扱いについて、再委託の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

3 受注者は、再委託の契約において、再委託先に対する監督及び再委託先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

4 受注者は、再委託先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受託者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。